



太田川森林組合情報誌

林友

平成30年3月31日

第 11 号

太田川森林組合

〒731-3664 安芸太田町大字上殿261番地

TEL0826-28-2244 FAX 0826-28-2041

e-mail otagawa@mocha.ocn.ne.jp

常日頃より組合の事業推進につきましては、格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今年の冬は例年になく寒く、多くの雪が降り、山の木々が折れたり、倒れたりしています。被害の状況等わかりましたらお知らせいただきたいと思います。町と相談しながら対応させていただきたいと思います。

管内の森林資源は、持続的な林業経営を確立できるまでに充実しており、本格的に利用可能な状況となった人工林資源を有効活用して森林、林業の再生を確実に繋げていく必要があります。

そのためには、需要拡大に向けた取り組みとともに需要者側のニーズに応じた木材を安定的に供給できる体制を構築することが重要と考え、路網の整備（林業専用道2路線）、原木を山土場、中間土場に集積、仕分けし、製材工場、合板工場への直送、市場等への販売を実施しました。

また、C材、未利用材の集荷に努め、集めた材をチップ加工し、ウッドワン、益田原木、いこの村ひろしま等に供給するバイオマス事業を実施しました。

又、これまでは林地に放置されていた、短材（タンコロ）、枝葉、梢端については松原集積場に集積し加工販売をしています。

当組合の管内には成熟した林分が多くあるので、組合員に「林友」等を通じて利用間伐、主伐に対する意識喚起を促し、森林経営計画の樹立、団地化、集団化、路網の整備・機械化による安定的な木材生産により森林所有者に還元できる提案型林業を目指すため、GPS・GISを活用した「森林プラン」を提示し事業の掘起しを実施してきました。主伐については要望が少なく次年度以降の課題となりました。

施業集約化については、比較的大きな所有者を核とした「初期的な集約化」に取り組むと共に、小規模所有者、路網の整備されていないところの集約化にあっては地域の協力員（各地区の総代）をお願いして取り組んできました。

組合員各位の深いご理解、ご協力と県ご当局をはじめ関係諸機関のご指導、ご高配に対しここに深甚なる感謝を申し上げ、平成29年度の事業報告を致します。

代表理事組合長 佐々木 徹

当該事業年度及び直前3事業年度の事業成績及び損益の状況

(1) 事業成績及び損益の状況

(単位 円)

事業区分		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
			(当期)				
一般事業	指導事業	収 益	5,593	1,530,463	5,000	14,537	
		費 用	1,239,343	1,980,783	1,560,559	990,588	
	販売事業	収 益	82,586,038	29,059,578	86,639,806	15,358,131	
		費 用	71,842,946	24,716,352	67,507,741	6,810,596	
	加工事業	収 益	50,758,747	55,102,264	67,386,696	66,153,213	
		費 用	51,241,039	53,587,835	63,395,123	65,231,433	
	森林整備事業	収 益	418,020,355	331,564,224	347,378,729	356,493,951	
		費 用	332,893,067	252,295,389	269,875,387	277,999,984	
	事業総利益			94,154,338	84,676,170	99,071,421	86,987,231
	事業管理費			94,484,096	90,459,607	97,680,699	87,036,006
	事業利益 (事業損失)			△ 329,758	△ 5,783,437	1,390,722	△ 48,775
	事業外損益	収 益	7,615,289	2,294,899	3,534,814	1,927,341	
費 用		2,305,244	1,562,904	2,579,383	2,806,270		
経常利益 (経常損失)			4,980,287	△ 5,051,442	2,346,153	△ 927,704	
特別損益	収 益	20,970,185	7,833,333	2,892,593	3,172,929		
	費 用	21,874,290	4,193,132	1,392,373	62,015		
税引前当期利益 (税引前当期損失)			4,076,182	△ 1,411,241	3,846,373	2,183,210	
法人税及び住民税、事業税			460,000	460,000	460,000	460,000	
当期剰余金 (当期損失金)			3,616,182	△ 1,871,241	3,386,373	1,723,210	
前期繰越剰余金			0	2,892,182	1,020,941	3,727,314	
当期末処分剰余金			3,616,182	1,020,941	4,407,314	5,450,524	

(2) 組合員の状況

組合員数

(単位 人)

資格区分	前期末	新規加入	重複統合	任意脱退	当 期 脱 退				当期末
					資格喪失	死亡又は解散	除名	合計	
正組合員	2,901		1	8	0	10		10	2,882
准組合員	116					1		1	115
合計	3,017	0	1	8	0	11	0	11	2,997

平成 3 0 年 度 事 業 計 画

運営の基本方針

<p>総 括</p>	<p>管内は総面積の88%を森林で占めており、そのうち人工林率が49%と県平均を上回っている状況です。こうした人工林資源が成熟していく中で効率的な間伐を実施していくことが喫緊の課題であり、利用間伐事業は組合事業の要となっているところです。</p> <p>昨年度は芸北工場跡地にバイオマス発電所を誘致し、バイオマス燃料の供給を計画していましたが諸般の事情により中止しました。</p> <p>平成31年度から森林環境譲与税（仮称）が創設される予定ですので、組合として新たな森林管理システムにどのような形で参画できるのか行政や関係団体と協力しながら模索していきたいと思えます。</p> <p>路網整備の遅れ、木材価格の低迷による森林所有者に還元されにくい状況等ありますがしっかり検討して実施していきます。</p> <p>間伐材、主伐材の集出荷体制を、山土場及び本所を中間土場として活用し、仕分けした材を直送販売するなど木材の安定供給体制を構築するとともに、木質バイオマス（森林系バイオマスの収集・加工・販売）の有利販売のための事業展開を図って参ります。</p> <p>又、従業員の安全衛生教育の徹底を図り、安全で無災害の職場作りを実践し安心して、就労のできる職場環境づくりに努力して参ります。</p> <p>関係諸機関の一層のご指導ご高配と組合員各位のご理解ご協力を頂きますようお願い致します。</p>
<p>経営計画・ 指導部門</p>	<p>森林経営計画の作成や提案型集約施業の組織的な実行体制づくりに努めます。</p> <p>施業団地の調査設計や森林所有者の取りまとめを行うプランナーの育成を行います。</p> <p>今年度も「ひろしまの林業」「林業新知識」を総代各位並びに林業関係者に配布し情報の提供を行います。</p> <p>組合情報誌「林友」を発行し身近な情報を提供します。</p>
<p>販 売 部 門</p>	<p>林産事業においては、利用間伐（列状間伐と定性間伐）の効率化を図るとともに、急峻な地形は架線による集材を検討し、組合員に還元できるプランを提示し事業拡大に努めます。</p> <p>受託林産・買取林産事業にも積極的に取り組み、素材生産取扱量の増大に努めます。今年度の木材の生産計画目標を11,200 m³（一般用材 6,500 m³ 未利用材 4,700 m³）の取り扱いとします。</p> <p>県森連が中心となって「木材有利販売のための在り方検討会」を立ち上げて、有利に販売するための方策を検討しています。</p>
<p>加 工 部 門</p>	<p>温井工場については、県産間伐材製品の販路拡大に努めます。</p> <p>木質バイオマス事業の、C材、未利用材、タンコロ、枝葉、梢端等についての取扱目標は、4,000t以上とし、チップ加工し、いこいの村ひろしま、ウッドワン等に販売します。</p>
<p>森林整備部門</p>	<p>1. 森林整備事業</p> <p>次世代林業基盤づくり事業による林業専用道を今年度2路線開設予定。これらの基幹道を基に、低コスト林業団地内の集約化した森林を中心に森林作業道等の路網整備を行い、利用間伐、未利用間伐を推進して参ります。</p> <p>又、販売事業に定めた目標の出材を行うためには、皆伐事業地の確保、間伐面積の確保、未利用材事業地確保が不可欠であるため、役職員一体となって切磋琢磨し目標達成に努力し</p>

	<p>ます。</p> <p>又、森づくり県民税による森林整備事業などの、事業拡大に努めます。</p> <p>2. 利用事業</p> <p>高性能林業機械、車両等の有効活用を図り、コストの削減に努めるとともに原木輸送用トラックを新規導入し事業の拡大を図ります。</p> <p>3. 購買事業</p> <p>建築用構造材について、木材建築の良さをアピールし、地域材の需要拡大に努めるとともに、現在在庫している資材を販売して、棚卸資産の減少に努めます。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

任期満了による役員を選任について

第28回通常総代会で役員選任規程第4条の規定に基づき、任期満了による役員候補者の総代会決議により新役員が決まり、平成33年3月の総代会まで新体制で執行することになりました。

総代会終了後、理事会を開催して、代表理事の選任及び組合長の選任については、現代表理事組合長佐々木徹理事の就任、総務委員長は長廣修理事、業務委員長は大江章理事に決まりました。

理事の順位については、下記の通り決まりました、組合員皆様のご協力をよろしくお願いします。

役員別	理事順位	委員別	住 所	氏 名
理 事	1	代表理事組合長	安芸太田町大字戸河内882-5	佐々木 徹
理 事	2	総務委員長	北広島町溝口499	長 廣 修
理 事	3	業務委員長	安芸太田町大字中筒賀223	大 江 章
理 事	4	業務委員	安芸太田町大字戸河内898-3	藤 本 忠 則
理 事	5	総務委員	北広島町東八幡原685	井 居 勇 次
理 事	6	総務委員	安芸太田町大字中筒賀2128	藤 井 幸 穂
理 事	7	総務委員	安芸太田町大字下殿河内252	佐々木 道 則
理 事	8	総務委員	安芸太田町大字加計5616	藤 渡 一 男
理 事	9	業務委員	安芸太田町大字戸河内597-1	沖 段 琢 磨
理 事	10	業務委員	北広島町荒神原449	高 野 俊 介
理 事	11	業務委員	安芸太田町大字上筒賀594-2	・ 田 伸 一
理 事	12	総務委員	安芸太田町大字津浪517	末 田 健 治

同日、監事会を開催して、代表監事の選任及び監事の順位について協議の結果下記の通り決まりました。

役員別	監事順位	委員別	住 所	氏 名
監 事	1	代表監事	安芸太田町大字上殿1361-1	栗 栖 芳 則
監 事	2	監 事	安芸太田町大字穴1739	杉 中 正 秋
監 事	3	監 事	北広島町才乙336	市 川 由 和

山林の手入れをしてみませんか

人工的に植林した樹木は野菜と同じで手入れを怠ると立派な樹木にならないとともに、林床の裸地化が進み土地がやせるばかりでなく、最悪の場合崩壊を起こすことがあります。

組合員の皆様、今一度自分の森林の状態を把握され、手入れをしていただきたいと思います。

補助金制度により行える作業は次のとおりです。(森林経営計画を立てている森林が条件です)

- ② 下刈…植栽後5ヶ年もしくは5回
- ②除間伐…植栽後11年～25年まで(伐採率20%以上)(補助金枠が少ないため、協議が必要です)
- ③雪起…1年～15年
- ⑤枝打…植栽後11年～30年 2m・4m(補助金枠が少ないため、協議が必要です)
- ⑥利用間伐…ha 当り10㎡以上の搬出(実施面積が5HA以上)
- ⑦保育間伐…11年～(林齢によって採択条件あり)

※ 個人施業の場合は、
施業実行前にお問い合わせ下さい。

事業を行う場合の注意事項

除伐…雑草の刈高は出来るだけ低く、植栽木の20%は伐倒すること。

枝打…不良木は枝打しないこと。枝打ちの高さは、ビールビンの太さが目安です。

各補助金及び負担金の目安

HA 当り

事業名	補助金	個人負担金 (山毎で異なる)
下刈 灌木の伐倒	110,000 円	25,000 円～ 36,000 円
除伐 灌木の伐倒 植栽木の20%伐倒	119,000 円	53,000 円
枝打 成立本数1,500本 2m打	105,000 円	30,000 円
枝打 成立本数1,500本 4m打	267,000 円	43,000 円

元気なひろしまの森を次世代へ

ひろしまの森づくり事業

環境貢献林整備事業

人工林(スギ・ヒノキ)15年以上手入れされていない森林の間伐、簡易作業路
負担はHA当たり10,000円

※ その他採択要件あり、詳しくはお問い合わせください。

森づくり交付金事業

1

里山林整備事業
(ハード)

里山林(スギ・ヒノキ以外)

- (1) 放置林整備
- (2) 松くい虫被害跡地整備
- (3) 竹林対策
- (4) 有害獣緩衝地帯(バッファゾーン)整備

※ その他採択要件あり、詳しくはお問い合わせください。

2

交流・協働事業
(ソフト)

：里山を舞台に地域団体・NPO等
：森林(公園)整備、緑化、林業
森林体験活動



ひろしまの森づくりキャラクター
「モーリー」

森林環境税（仮称）による新たな森林管理システム

我が国の森林、特に人工林は、資源が充実し主伐期を迎えつつあります。

一方で、森林現場には、森林所有者の経営意欲の低下等の課題があり、森林の手入れや木材生産が十分になされていない状況です。

このため、林野庁においては、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、「新たな森林管理システム」を創設することとしており、関連法案を今国会に提出し平成31年4月からの施行を目指しています。森林環境税（仮称）は、この新たな仕組みを踏まえて創設されるものです。

- ① 森林所有者に適切な森林管理を促すため、適時に伐採、造林、保育を実施するという森林所有者の責務を明確化するとともに
- ② 森林所有者自らが森林管理できない場合には、その森林を市町に委ねていただき、市町が森林管理の委託を受け、経済ベースにのる森林については、意欲と能力のある林業経営者に再委託する。
- ③ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町が管理する
- ④ 自然的条件から見て経済ベースでの森林管理を行うことが困難な森林等については市町が公的に管理を行うこととしています。

この仕組みの下で、市町が行う公的な管理としての森林整備や所有者の意向調査・境界確定、人材育成・担い手の確保などのシステムを円滑に機能させるための取り組みに必要な財源として森林環境譲与税（仮称）の一部を充てることとされています。

また、所有者不明森林が全国的に問題になっている中で、所有者が不明の場合でも市町に委託ができることとするよう仕組みを検討されています。

森林環境税により森林整備に地域の安定的な財源が確保されることは様々な森林の公益的機能の発揮を通じて地域住民や国民全体の安全・安心の確保につながるとともに、地域の安定的な雇用の創出など、地域の活性化にも大きく寄与するものです。

一方で、森林環境税は国民からの新たな負担をいただくものですので、譲与を受ける側には、税を活用して適正な森林整備等を行い、その成果を明らかにしていくことが求められています。

地域の実情に応じた森林整備等が着実に進むよう取り組んでいく必要があります。

- 第28回総代会において指導事業での研修について組合員が参加できる研修をするよう意見がありました。

今年度は秋ごろ講演会を流域整備センター等と共同で実施したいと思っております、日時等が決まりましたらお知らせしますので参加してください。

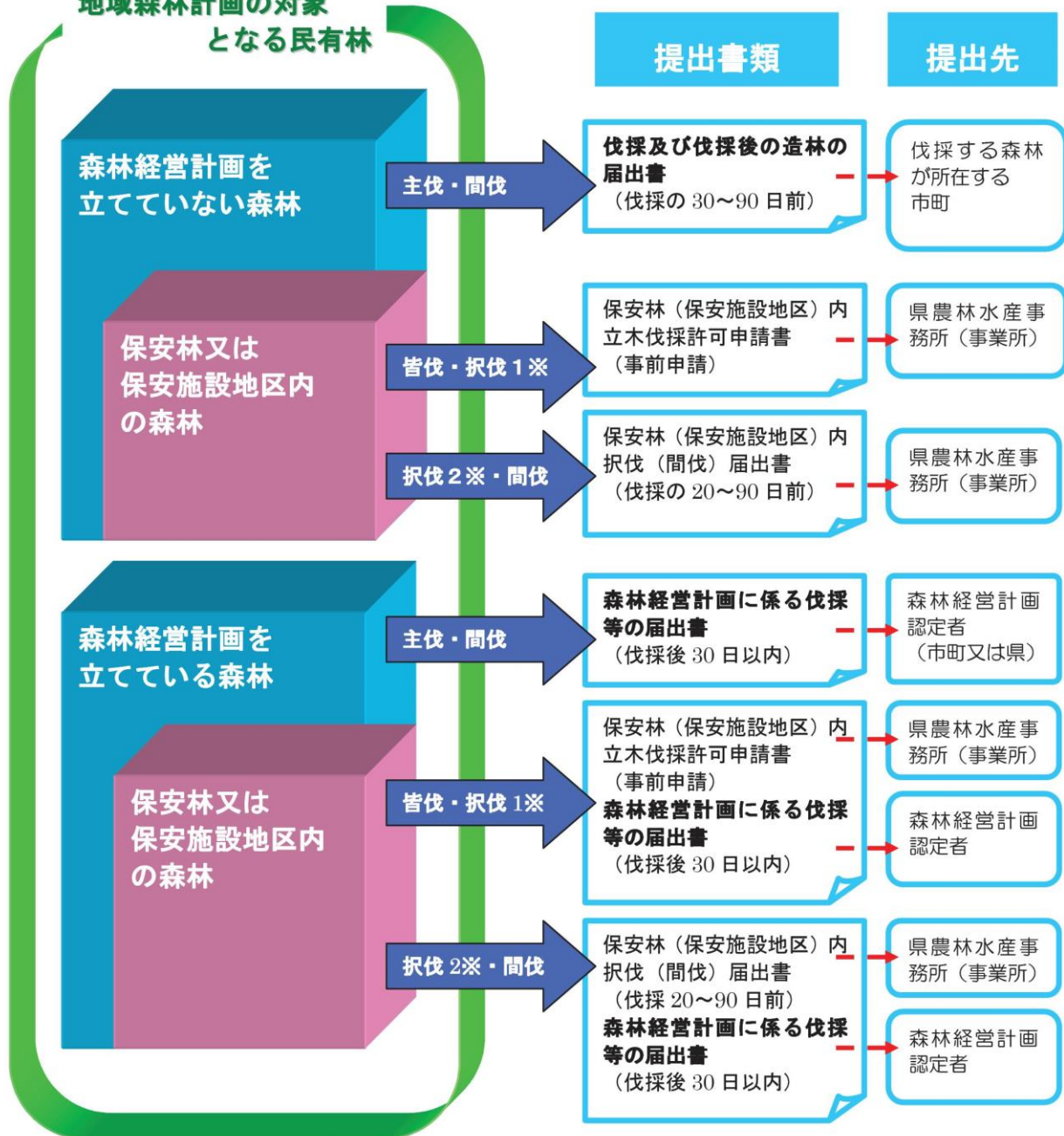
- 組合員の状況については、これまでも「林業情報誌」にて変更等がありましたら連絡をお願いしているところです。

あて先不明の文書が多く返送されてきます。

地域で変更等がありましたら総代さんに連絡いただくか直接組合の方に連絡いただきますようよろしくお願いします

森林の伐採が適切に行われる為に、確認（手続き）が必要です、まずは太田川森林組合にご相談ください。

地域森林計画の対象
となる民有林



※択伐1：植栽義務のないもの

※択伐2：植栽義務のあるもの

●伐採届の届出者について

伐採する者(=立木に対して権原を有する者)と、造林を行う者(=主に森林所有者)が異なる場合は、連名での届出が必要です。伐採跡地の放置を阻止し、その適切な更新を目的としているためです。

(例) 伐採業者が立木を買い受けて伐採する場合など

●保安林の確認について

伐採しようとしている山林が保安林であるかどうかは、保安林台帳で確認する必要があります。詳しくは、県農林水産事務所(事業所)林務(第一)課、県森林保全課までお問い合わせください。

山林を伐採しませんか？

木材価格の低迷等により林業が厳しい局面のなか再造林経費の負担が難しい等から主伐を控える所有者も多く、県産材の需要ニーズが高まる中で県産材安定供給の懸念材料になっています。

また近年、新たに造林される人工林面積が急減しており、伐採されても跡地に再造林が行われない「造林放棄地」が増加する等、現状のまま推移すると資源の循環利用が困難になることが懸念されます。

このため、伐採可能な森林において「伐って・植えて・育てる」資源の循環利用を促進し、持続的な林業経営の確立とともに、森林の公益的機能の維持発揮を図る取組を行っています。

☆ 主伐候補地

山林所有者の皆様から候補地の情報をお願いします。

☆ 立木評価

山林所有者の了解を得て、森林プランナーによる森林の評価をさせていただき「森林プラン書」を作成し、提案させていただきます。

☆ 伐採

山林所有者の同意を得て、立木購入又は委託契約により伐採、搬出を行います。

☆ 主伐材の搬入・販売

原則として広島林産中市の土場に搬入、市売りします

☆ 再造林の実施

広島県西部地区森林再生協議会が再造林、下刈保育を実施します。

(山林所有者の負担金は徴収しません)HA2, 000本植(樹種については所有者と協議)

☆ 助成金の申請・受理

県からの造林補助金の申請には所有者の協力をお願いします。

問い合わせ 太田川森林組合 0826-28-2244

林地残材を搬出しませんか？

安芸太田町では林地残材を搬出し、チップ化してバイオマスボイラーの熱源として利用する事業に取り組んでいます。

あなたの山林で手入れがされていない山、近くで山林を間伐され切り捨てになっている山があれば、間伐した林地残材を太田川森林組合が指定した土場まで搬出しませんか。

☆搬出（出荷）先：太田川森林組合

林地残材 1立方メートルあたり 6,000 円のハートフル券で購入します。

搬出条件及び方法

この事業に参加するには太田川森林組合に登録が必要です。

- 条件
- ・個人登録が基本ですが自治会等の団体やグループでの登録も可能です
 - ・林地残材は4m～2mに玉切りして搬出してください。
トラックスケールによる積算も可能です
 - ・搬出する林地残材は、町内の山林で伐採された杉・桧に限ります。
 - ・自己所有でなくても委任を受けた山林からの搬出も可能です
 - ・軽トラックで搬出される場合には車検証を森林組合へ提出してください
- 方法
- ・下記の林地残材の搬出システムを参照ください



問い合わせ 安芸太田町産業振興課 0826-28-1973
太田川森林組合 0826-28-2244

第28回総代会終わる

去る3月24日(土)戸河内ふれあいセンターメイプルホールにおいて総代各位の出席を得て総代会を開催しました。

提案させていただきました議案はすべて原案通り承認されました。平成30年度も大変厳しい状況ではありますが新役員体制のもと「切磋琢磨」して事業に取り組んでいきたいと思ひます。

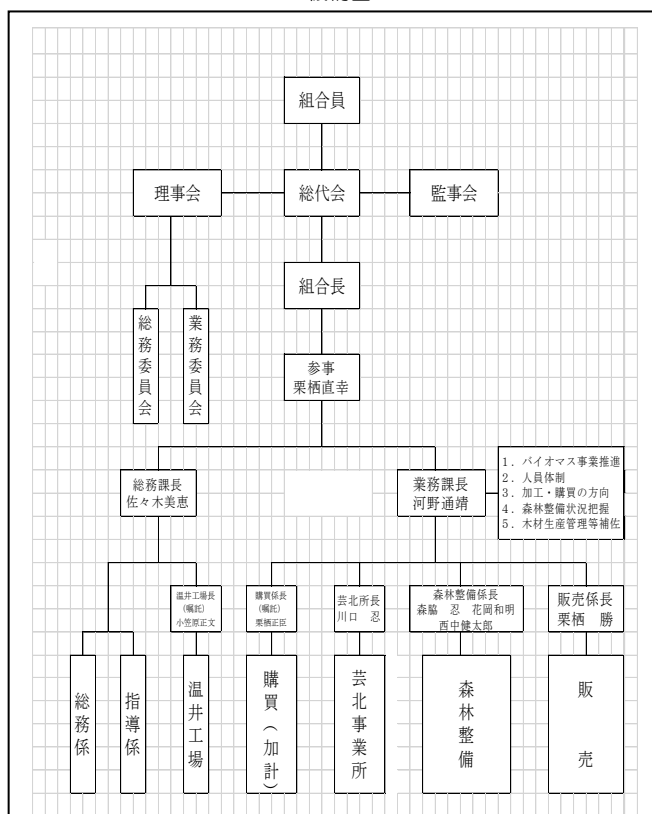
管内は総面積の88%を森林で占めており、そのうち人工林率が49%と県平均を上回っている状況です。こうした人工林資源が成熟していく中で効率的な間伐を実施していくことが喫緊の課題です。

間伐材の集荷体制を、本所及び松原集積場を中間土場として活用し、仕分けした材を直送するなど木材の安定供給体制を構築するとともに、木質バイオマス事業(森林系バイオマスの収集・加工・販売)の事業展開を図って参ります

<市況速報> (職30. 4. 4) 広島県森林組合連合会三次共販所

<機構図>

樹種	長さ(m)	末口(cm)	価格 m当(円)		
			直材	小曲材	曲材
ヒノキ	6.0	14~16	13,000~25,000	12,000~18,000	12,000~15,000
		18~20	15,000~25,000	13,000~22,000	12,000~15,000
	4.0	8~13	9,800~10,000	6,000~9,000	5,500~8,500
		14~16	14,000~19,100	14,000	9,000~10,500
		18~22	16,000~18,100	17,100	13,000~13,700
	3.0	24~28	15,500	15,300	13,000~14,000
		8~13	8,000~10,000	6,000~7,000	6,000~7,000
		14~14	11,800	10,800	6,000~7,000
		16~16	17,800	14,000	12,000
スギ	4.0	18~20	15,000	14,000	9,500~12,500
		22~28	14,000~15,000	13,000~15,000	9,500~12,500
		8~13	5,500~6,000	5,000~5,500	5,000~5,500
		14~16	9,000	5,000~7,000	5,000~7,000
	3.0	18~22	9,500~11,000	7,000~10,000	6,000~8,000
		24~28	11,000~12,000	9,000~10,000	6,000~8,000
		8~13	6,000	5,000~5,800	5,000~5,800
		14~16	6,500~10,500	5,000~6,500	5,000~6,800
		18~20	10,000	8,300	5,500~6,800
マツ	5.0~6.0	22~28	12,000~25,000		8,000~20,000
		24~28	12,000~25,000		8,000~20,000
	4.0	3~13	8,000~15,000		7,000~10,000
		14~16	9,500~		7,000~10,000
		18~22	9,000~15,000		7,000~14,000
	3.0	24~28	9,500~20,000		7,000~14,000
		3~13	8,000~15,000		7,000~11,000
		14~16	8,000~12,000		7,000~9,000
		18~22	8,000~13,000		7,000~9,000
2.0	24~28	10,000~15,000		7,000~11,000	
	14~22	6,000~9,000		6,000~8,000	
	24~30	6,000~10,000		6,000~8,000	



<編集後記>

平成31年度から森林環境譲与税(仮称)による新たな森林管理システムの下で、市町が行う公的管理についてその事務事業を受けるべき対応していきたいと思ひます。

役員改選もあり、新たな気持で各事業に取り組んでいきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

また、自伐林家による林地残材の受入も行いますので、ご出材のほどよろしくお願ひします。

代表理事 組合長 佐々木 徹

問 合 せ 先 一 覧

太田川森林組合本所

〒731-3664 安芸太田町大字上殿261 TEL0826-28-2244 FAX 0826-28-2041
e-mail otagawa@mocha.ocn.ne.jp

太田川森林組合加計事業所

〒731-3501 安芸太田町大字加計3274-1 TEL0826-22-0100 FAX 0826-22-0182

太田川森林組合芸北事業所

〒731-2323 北広島町川小田311 TEL0826-35-0572 FAX 0826-35-0484

太田川森林組合温井工場

〒731-3501 安芸太田町大字加計4568 TEL0826-22-1559 FAX 0826-22-1559